

長崎県環境保健研究センター研修生取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は長崎県環境保健研究センター（以下「センター」という。）において研修を受けようとする者（以下「研修生」という。）の研修およびこれに関する事務が円滑に行われるようにするため、研修生の服務および研修事務の取扱いについて定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 研修生とは長崎県以外の公共団体の職員及び企業等の従業員（以下「職員等」という。）又は大学、短期大学、若しくは高等専門学校等（以下「大学等」という。）の学生（以下「学生」という。）をいう。

2. この要領で研修とは、研修の成果がセンターの設置目的に沿ったものであり、センター職員が試験・研究によって得られた知識をもって研修生に対し実践指導を行うことである。

(申 請)

第3条 研修生として派遣しようとする職員等の所属する機関の長又は学生の所属する大学の長等（以下「申請者」という。）は、別紙様式（一又は二）定める申請書を派遣しようとする日の一ヶ月前までに長崎県環境保健研究センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(承 認)

第4条 所長は、前条の申請を受理したときは、それを審査し、研修能力が充分であると認められる者についてセンターの業務に支障がない限り、別紙様式（三）定められる承認書により所長が承認する。

(研修期間)

第5条 研修期間は1ヶ年以内とし、その期間は会計年度内とする。

(研修生指導担当官)

第6条 研修生を受け入れた科（課）は、研修生指導担当官を定め、所長の承認を得る。

2. 研修生指導担当官は研修生の研修を指導するとともにその服務について監督しなければならない。

(研修生の服務)

第7条 研修生は研修中においては、次の各項に定める事項を守らなければならない。

1. 研修生は所定の名札等を受領し、所内においては常に着用しなければならない。
2. 研修生の勤務時間、服務等はセンター職員に準じて行わなければならない。
3. 研修生は常に研修指導責任者の指示に従わなければならない。
4. 研修生は研修のため一時使用するセンターの機関器具等の備品または施設を毀損したときはその損害の弁償をしなければならない。

(消耗物品等)

第8条 研修生のための必要とする作業衣および消耗品等は申請者がすべてこれを用意しなければならない。

ただし、学生の場合には一部これを免除することができる。

(事故による責任)

第9条 研修生が研修中において発生した事故についてはセンターでは一切その責任を負わない。

(期間の延長)

第10条 研修生の研修期間を延長する必要があるときは、別紙様式(四)に定める申請書を研修期間終了日の1ヶ月前までに所長に提出し承認を受けなければならない。

(承認の取消)

第11条 所長は研修生としてのその研修を継続することが不能と認めるとき、またはセンターの業務に著しい支障を生じたときは期間中であっても、承認を取消することができる。

(研修の中止)

第12条 申請者は研修期間中においてやむを得ない理由により研修を中止しようとするときは、中止しようとする日の1ヶ月前までに所長の承認を受けなければならない。

(研修の終了)

第13条 研修生は研修が終了したときは、別紙様式(五)に定める報告書によって所長に研修結果を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日より実施する。